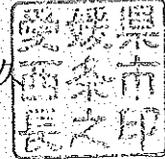


様式第7号(第13条関係)

西条市指令衛第486号  
令和5年3月7日

### 一般廃棄物収集運搬業許可(更新)証

西条市長 玉井 敏久



西条市廃棄物の処理及び環境美化に関する条例施行規則第13条第1項の規定により、次のとおり、一般廃棄物収集運搬業を許可する。

許可業者	住所	西条市今在家1218番地1
	名称	今治加工株式会社
	代表者	代表取締役 北岡 康典
許可期間	令和5年4月1日～令和7年3月31日までの間	
収集区域	西条市内	
一般廃棄物の種類	梱包材、剪定木、草、流木、家具等の木くず及びこれに付随する木くず(産業廃棄物以外の木くず全て)	
許可条件	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 収集運搬を行うにあたっては、常に関係法規を遵守すること。なお、西条市一般廃棄物収集運搬業許可基準第7条に該当した場合は、業務の停止もしくは許可の取消しを行うことがある。</li><li>2. 収集運搬を行うにあたっては、廃棄物が飛散流出及び悪臭もれを生じないように注意すること。</li><li>3. 収集した一般廃棄物は原則として道前クリーンセンターに搬入するものとする。</li><li>4. 市が指示する帳簿類を月ごとに作成し、処理実績を翌月10日までに報告すること。</li></ol>	